

国 税 徴 収 法

3・4月入学コース
速修コースセミナー

目 次

テーマ1 国税徴収法について

- ◆1 科目の特徴…………… 1
- ◆2 本試験の特徴…………… 2

テーマ2 3・4月入学速修コースについて

- ◆1 3・4月入学速修コースの特徴…………… 3
- ◆2 このような方にオススメ…………… 5
- ◆3 スケジュール…………… 5

テーマ 1

国税徴収法について

◆ 1 科目の特徴

国税徴収法は、税理士試験では税法選択科目の1つとして、その第1回（昭和26年）から出題されている科目です。

国税徴収法の目的は、一言で表現すれば「国税収入の確保」です。税金を滞納している人の財産（例えば、不動産など）を税務署が差押えて、一般の人に売り出し、お金に換えて滞納税金に充てていくことです。⇒【図解1】

では、国税収入の確保のためには、いかなる手段を講じても良いかというところというわけではありません。

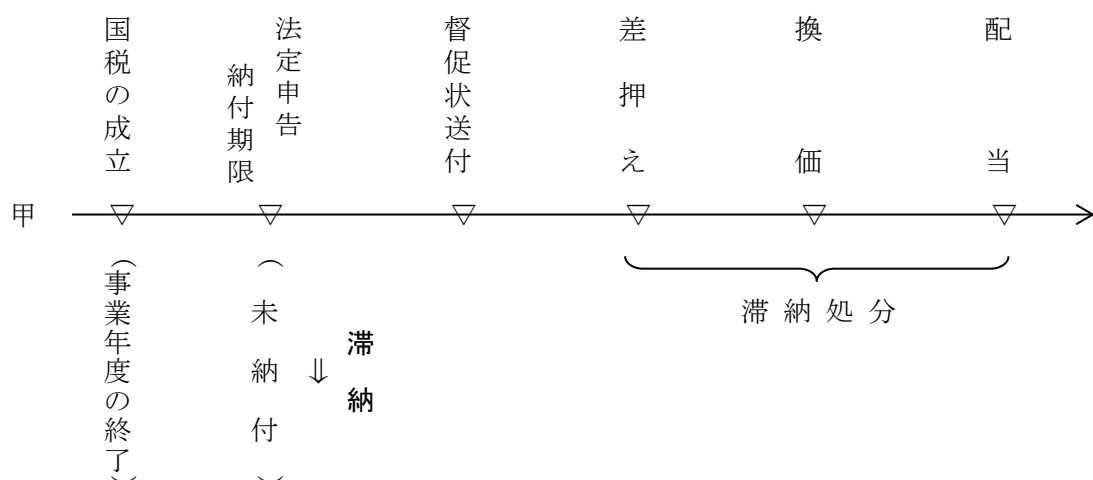
例えば、その滞納者が不動産を担保に金融機関（銀行など）からお金を借りている場合、一定の要件を満たせば、売却代金の一部をその債権者である金融機関にも分配していかなければなりません。⇒【図解2】

また、滞納者自身が災害を受けたり、経営する会社の資金繰りが悪化して税金を払える状態でないときには、納付できる状態になるまで待つてあげたりすることもあります。

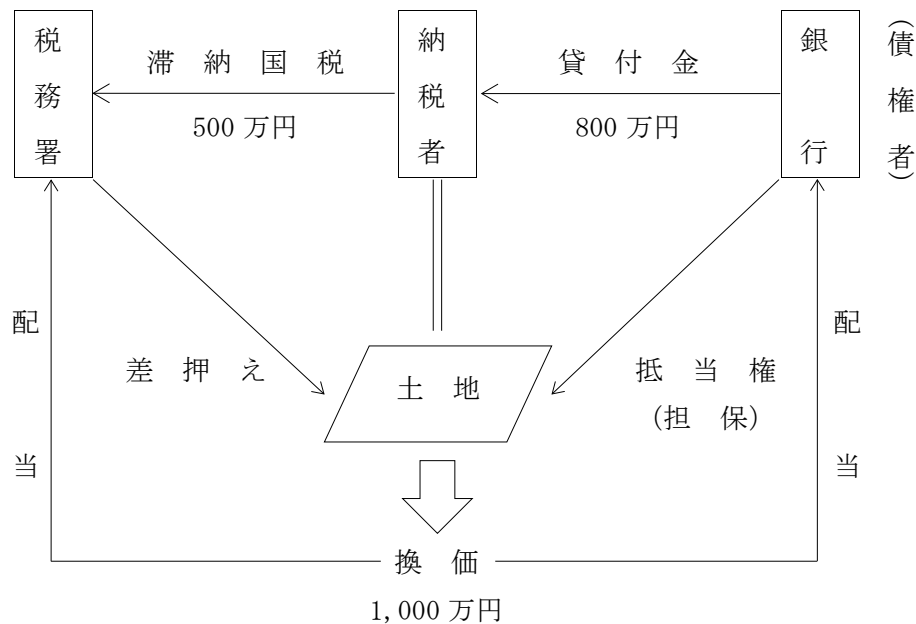
以上のように国税徴収法という法律は、滞納国税の徴収に関する手続きを基調としながら、他の債権者との関係や、滞納者自身の状態等を慮った規定が盛り込まれている法律であるといえます。

したがって、国税徴収法を学習することにより、他の法律関係や、社会の様々な状況を把握することができます。

【図解1】 国税徴収の手続きの流れ ～差押えた財産を売却して国税に充てる～



【図解2】 他の債権者との調整 ～換価代金をどのような順番で配当するか？～



<ケース1>

1. 税務署 500 万円
2. 銀行 500 万円
- 計 1,000 万円

<ケース2>

1. 銀行 800 万円
2. 税務署 200 万円
- 計 1,000 万円

◆ 2 本試験の特徴

(1) 試験情報（近年の傾向）

税理士試験は、例年8月中旬の平日3日間に行われます。

- ① 日 時 試験3日目 12:00～14:00
- ② 問題用紙 約2～3枚
- ③ 答案用紙 約5～6枚

(2) 出題形式（近年の傾向）

① 第一問（50点）

「個別理論」、「応用理論」問題が一題ずつ出題されます。

② 第二問（50点）

具体的な事例を基に、配当計算を含めた総合問題が出題されます。

全体的にボリュームは少ないため、制限時間内に全ての問題を解答することは十分可能ですが、難解な論点も一部含まれていることもあります。難解な論点は、多くの受験生が得点できないため、それ以外の論点を確実に得点することが合否の分かれ目となります。

(3) 過去の試験結果

	平成 23 年度 (第 61 回)	平成 24 年度 (第 62 回)	平成 25 年度 (第 63 回)	平成 26 年度 (第 64 回)	平成 27 年度 (第 65 回)
受 験 者 数	1,243 名	1,249 名	1,423 名	1,482 名	1,496 名
合 格 者 数	165 名	170 名	184 名	195 名	212 名
合 格 率	13.3%	13.6%	12.9%	13.2%	14.2%

(4) 過去の本試験問題（参考） ～平成 27 年度～

第一問 － 50 点－

問 1 次の事項について、簡潔に説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 差し押さえられた動産、不動産及び自動車の滞納者（所有者）による使用又は収益
- (2) 差押財産を例外的な方法により売却できる場合

問 2 次の設例において、X 税務署長が滞納者 Y の国税の全額を徴収するために差し押さえるべき財産とその理由を答えなさい。なお、延滞税、利息等の債権額の変動を考慮する必要はない。また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

- 1 滞納者 Y は、平成 25 年分の申告所得税（法定納期限等：平成 26 年 3 月 17 日）600 万円を滞納している。
- 2 滞納者 Y は、次に掲げる土地を所有している。
 - (1) A 土地：評価額 300 万円
 - (2) B 土地：評価額 200 万円
賃借権の登記：権利者 甲、平成 23 年 5 月 9 日登記
 - (3) C 土地：評価額 2,000 万円
抵当権の登記：抵当権者 乙、被担保債権額 1,600 万円、平成 24 年 9 月 3 日登記
 - (4) D 土地：評価額 700 万円
抵当権の登記：抵当権者 丙、被担保債権額 900 万円、平成 24 年 2 月 1 日登記
- 3 上記 2 の土地以外に滞納者 Y の申告所得税を徴収することができる財産はない。
- 4 上記 2 の土地の換価に要する期間、費用はいずれも同程度であり、差押えによる滞納者 Y の生活の維持及び事業の継続への影響はない。

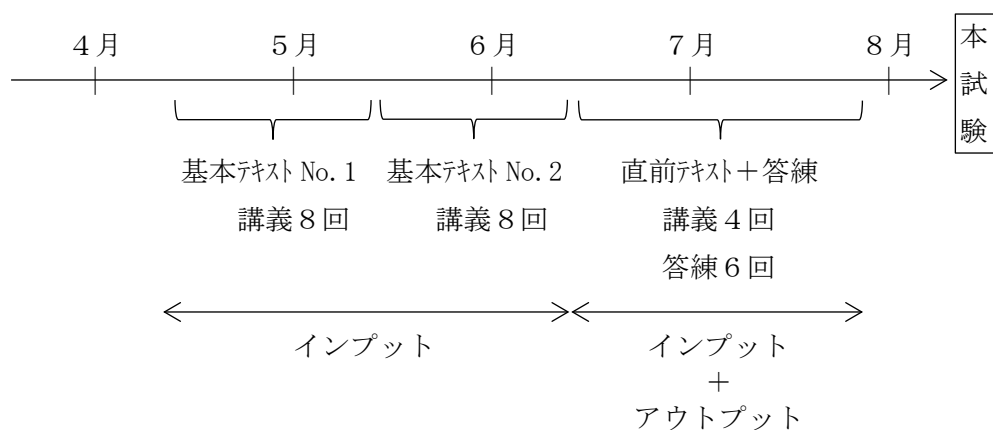
テーマ2

3・4月入学速修コースについて

◆1 3・4月入学速修コースの特徴

当コースは、初めて国税徴収法を学習される方を対象に、約4ヶ月間という短期間で、今年の本試験の合格を目指すコースです。答案練習会を含む全26回（1回約3時間）のカリキュラムにより、短期間で合格に必要な知識、実践力を身に付けることができます。

<学習の流れ>



(1) 学習範囲について

国税徴収法は、「地方税」や「社会保険料」等の基本法として位置づけられており、納税義務に関する通則的な事項が定められている「国税通則法」とも密接な関係にあります。また、私人間の債権債務関係を規定する「民法」及び「民事執行法」等の内容も学習範囲に含まれております。なお、簿記の知識は必要ありません。

(2) 理論暗記について

国税徴収法は、理論が中心の科目で、国税の徴収に関して様々なルールが定められており、その具体的な根拠となる規定（理論）の暗記は必要不可欠となります。ただし、一字一句覚える必要はありませんので、各々規定されている内容を的確に解答できるようにすることがポイントとなります。

◆2 このような方にオススメ

国税徴収法は、簿記の知識が必要ないため税理士試験を初めて受験される方でも選択しやすい科目です。その他、以下のような方はオススメです。

- (1) 理論の学習が得意な方。
- (2) 働きながら学習される方。
- (3) 制限時間内にじっくり問題を解きたい方。
- (4) 民法の学習経験がある方。

◆3 スケジュール

3・4月入学速修コースの教室講座は、毎週土曜日の午後（14：00～17：00）と夜（18：00～21：00）の時間帯を予定しております。

（教室講座の場合）

	月	火	水	木	金	土	日
4:00							
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00						講 義	
16:00							
17:00						休憩	
18:00							
19:00						講 義	
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
24:00							
1:00							